

# 横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会運営要綱

制定 平成 24 年 3 月 29 日 健障支第 4313 号（局長決裁）

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成 15 年 3 月横浜市条例第 16 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## （担当事務）

第 2 条 委員会は、横浜市つたのは学園及び中山みどり園の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項の内容
- (4) 選定及び次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- (5) 指定管理者の指定の取消し
- (6) その他市長が選定等について必要と認める事項

## （委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 保護者の代表
  - (3) 障害福祉施設の関係者
  - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。
- 3 委員の氏名及び役職等は公募要項等に掲載する。

## （委員の責務）

第 4 条 委員は、第 2 条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 委員は、自らが関わる社会福祉法人が施設の指定管理者の選定の対象となる場合は、その職を辞さなければならない。
- 3 委員は、委員会以外の場において直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。
- 4 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。
- 5 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

6 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、これを1年とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

（作業部会）

第8条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

（会議の公開）

第9条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

（報告）

第10条 委員会は、選定（次点候補者の決定を含む。）等を行ったときは、速やかに当該結果を市長に報告する。

（庶務）

第11条 委員会の庶務は、健康福祉局障害支援課において行う。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市知的障害者生活介護型施設指定管理者選定委員会要綱(平成 19 年 10 月 19 日健障支第 2761 号)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

○横浜市知的障害者生活介護型施設条例

平成15年3月25日

条例第16号

改正 平成17年6月24日条例第81号  
平成18年3月15日条例第24号  
平成18年6月28日条例第49号  
平成19年3月23日条例第25号  
平成19年5月31日条例第34号  
平成19年9月28日条例第50号  
平成21年12月15日条例第57号  
平成22年12月24日条例第50号  
平成23年9月22日条例第39号  
平成23年12月22日条例第48号  
平成24年2月24日条例第3号  
平成25年2月28日条例第6号  
平成26年2月25日条例第9号  
平成30年3月5日条例第15号

〔横浜市知的障害者更生施設条例〕をここに公布する。

横浜市知的障害者生活介護型施設条例

横浜市知的障害者更生施設条例（昭和54年9月横浜市条例第45号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。以下同じ。）に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）その他の福祉サービスを提供し、もって知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者生活介護型施設（次条第2項を除き、以下「施設」という。）を設置する。

2 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（平18条例49・平19条例34・平22条例50・平23条例39・平25条例6・一部改正）

（事業）

第2条 施設は、生活介護を行う。

- 2 横浜市つたのは学園は、前項に定めるもののほか、法第77条第3項の規定に基づき、居宅においてその介護を行う者の疾病、就労その他の理由により、一時的な施設の利用(宿泊を伴わないものに限る。)を必要とする知的障害者に必要な介護その他の便宜の供与(以下「日中一時支援」という。)を行う。
- 3 横浜市中山みどり園は、第1項に定めるもののほか、法第5条第12項に規定する自立訓練(以下「自立訓練」という。)を行う。
- 4 横浜市松風学園は、第1項に定めるもののほか、法第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という。)を行う。
- 5 前各項の事業は、知的障害者を対象として行うものとする。

(平19条例34・全改、平22条例50・平23条例39・平24条例3・平26条例9・一部改正)

(定員)

第3条 施設の定員は、規則で定める。

(利用の承認)

第4条 施設を利用しようとする者は、市長(第6条第1項の規定により同項第1号に掲げる業務を同項に規定する指定管理者に行わせる場合にあっては、当該指定管理者。次条において同じ。)の承認を受けなければならない。

(平17条例81・一部改正)

(利用の保留又は制限)

第5条 市長は、正当な理由がある場合は、施設の利用を保留し、又は制限することができる。

(指定管理者の指定等)

第6条 次に掲げる横浜市つたのは学園及び横浜市中山みどり園(以下「横浜市つたのは学園等」という。)の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 横浜市つたのは学園等の利用の承認に関すること。
- (2) 第2条第1項から第3項までに規定する事業の実施に関すること。
- (3) 横浜市つたのは学園等の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人を対象として公募するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、横浜市つたのは学園等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。
- 5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が横浜市つたのは学園等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。
- 6 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第12条第1項に規定する横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

（平17条例81・追加、平19条例34・平19条例50・平21条例57・平22条例50・平23条例48・一部改正）

（指定管理者の指定等の公告）

第7条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（平17条例81・追加）

（管理の業務の評価）

第8条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第6条第1項各号に掲げる横浜市つたのは学園等の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

（平23条例48・追加）

（使用料）

第9条 横浜市松風学園を利用する者（知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により利用する者を除く。）は、法第29条第3項第1号の規定により定められた生活介護、短期入所又は施設入所支援に係る費用の額及び同条第1項に定める特定費

用の実費相当額を基準として市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 市長は、経済的事由その他規則で定める事由に該当する者に対しては、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(平17条例81・旧第6条繰下、平18条例24・平18条例49・平19条例34・平19条例50・一部改正、平23条例48・旧第8条繰下、平24条例3・一部改正)

(利用料金)

第10条 横浜市つたのは学園又は横浜市中心みどり園を利用する者（知的障害者福祉法第15条の4の規定により利用する者を除く。）は、指定管理者に対し、法第29条第3項第1号の規定により定められた生活介護若しくは自立訓練に係る費用の額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額又は日中一時支援に係る通常要する費用につき市長が定める基準により算定した額及び食事の提供等に係る実費相当額を基準として市長が定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 指定管理者は、経済的事由その他規則で定める事由に該当する者に対しては、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平18条例24・追加、平18条例49・平19条例34・平19条例50・平22条例50・一部改正、平23条例48・旧第9条繰下、平24条例3・一部改正)

(知的障害者福祉ホーム等)

第11条 横浜市松風学園に、知的障害者を対象とする法第5条第28項に規定する福祉ホーム及び在宅の知的障害者の生活能力訓練事業等を行うための知的障害者短期宿泊訓練施設を置く。

- 2 前項の施設を利用できる者は、知的障害者、その保護者その他市長が認めた者とする。
- 3 第1項の施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。
- 4 第5条の規定は、第1項の施設の利用の保留又は制限について準用する。
- 5 第1項の福祉ホームを利用する者は、月額10,500円の使用料を納付しなければならない。
- 6 前項の使用料の額を算出する基礎となる期間が1月に満たないとき、又は当該期間に1月未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数期間に係る使用料の額は、日割りをもって計算する。

(平17条例81・旧第7条繰下、平18条例24・旧第9条繰下、平18条例49・平19条例25・平19条例34・平23条例39・一部改正、平23条例48・旧第10条繰下、平24

条例 3・平26条例 9・一部改正)

(横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会)

第12条 指定管理者の候補者の選定等について調査審議するため、横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平23条例48・追加)

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例81・旧第9条線下、平18条例24・旧第10条線下、平23条例48・旧第11条線下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号。以下「改正法」という。）附則第18条第1項の規定により施設支給決定知的障害者とみなされた者で、知的障害者更生施設を利用するものに係る使用料の額は、この条例による改正後の横浜市知的障害者更生施設条例第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して1年間に限り、改正法附則第18条第2項第1号に掲げる額とする。

(児童福祉法に基づく通知に係る児童についての特例)

- 3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第63条の3の規定による通知に係る児童は、第1条、第2条、第4条、第5条、第9条及び第10条の規定の適用については、知的障害者とみなす。

(平19条例34・追加、平24条例 3・一部改正)

附 則（平成17年6月条例第81号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。



(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市知的障害者更生施設条例第8条の規定によりその管理に関する事務を委託している横浜市中山みどり園については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた横浜市中山みどり園について指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定する場合は、この条例による改正後の横浜市知的障害者更生施設条例第6条第5項の例により、横浜市中山みどり園の管理に関する事務を受託しているものを指定管理者として指定することができる。

附 則（平成18年3月条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定（「施設」の次に「（横浜市中山みどり園を除く。）」を加える部分に限る。）及び第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に1条を加える改正規定は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市知的障害者更生施設条例第8条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の横浜市知的障害者更生施設条例第9条の規定は、第1項ただし書の規定による施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

附 則（平成18年6月条例第49号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市知的障害者更生施設条例第10条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。

附 則（平成19年5月条例第34号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年9月条例第50号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市知的障害者生活介護型施設条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

附 則（平成21年12月条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月条例第50号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月条例第39号）

この条例は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第2条中障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成23年12月条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあっては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

附 則（平成24年2月条例第3号）抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月条例第6号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月条例第15号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第1条第2項)

(平18条例24・一部改正)

名称	位置
横浜市つたのは学園	横浜市緑区
横浜市中心みどり園	
横浜市松風学園	横浜市泉区

○横浜市知的障害者生活介護型施設条例施行規則

平成15年3月31日

規則第39号

改正 平成17年6月24日規則第102号

平成18年3月24日規則第49号

平成18年8月25日規則第113号

平成19年9月5日規則第92号

平成19年10月5日規則第102号

平成24年3月23日規則第16号

〔横浜市知的障害者更生施設条例施行規則〕をここに公布する。

横浜市知的障害者生活介護型施設条例施行規則

横浜市知的障害者更生施設条例施行規則（昭和54年9月横浜市規則第80号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成15年3月横浜市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平19規則92・一部改正）

（事務の委任）

第2条 次に掲げる事務は、横浜市松風学園（条例第11条第1項の施設を含む。以下この条及び第6条において同じ。）の園長（以下「園長」という。）に委任する。

- (1) 条例第4条又は第11条第3項の規定による横浜市松風学園の利用の承認に関すること。
- (2) 条例第5条（条例第11条第4項において準用する場合を含む。）の規定による横浜市松風学園の利用の保留又は制限に関すること。
- (3) 条例第9条第2項の規定による使用料の全部又は一部の免除に関すること。

（平19規則102・全改、平24規則16・一部改正）

（定員）

第3条 条例第3条に規定する規則で定める定員は、次のとおりとする。

名称	定員
横浜市つたのは学園	50人
横浜市中心みどり園	40人

横浜市松風学園	日中 120人
	夜間 100人

(平18規則49・平19規則92・一部改正)

(指定管理者の公募)

第4条 市長は、条例第6条第2項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平17規則102・追加)

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第6条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 横浜市つたのは学園又は横浜市中山みどり園の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平17規則102・追加、平19規則92・平19規則102・一部改正)

(利用の申込み)

第6条 条例第4条又は第11条第3項の規定により横浜市松風学園の利用の承認を受けようとする者は、施設利用申込書(第2号様式)を園長に提出しなければならない。

(平17規則102・旧第4条繰下・一部改正、平18規則113・平19規則102・平24規則16・一部改正)

(利用の承認又は不承認の決定)

第7条 園長は、前条の規定による利用の申込みがあった場合は、利用の承認又は不承認を決定し、その旨を当該申込者に通知するものとする。

(平17規則102・旧第5条繰下)

(使用料の減免)

第8条 条例第9条第2項に規定する規則で定める事由は特に必要があると認められる場合とし、免除する使用料の額はその都度定める。

(平18規則49・全改、平19規則102・平24規則16・一部改正)

(利用料金の減免)

第9条 条例第10条第2項に規定する規則で定める事由は特に必要があると認められる場合とし、免除する利用料金の額は指定管理者がその都度定める。

(平18規則113・追加、平24規則16・一部改正)

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平17規則102・旧第8条繰下、平18規則49・一部改正、平18規則113・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市知的障害者更生施設条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の横浜市知的障害者更生施設条例施行規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成17年6月規則第102号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市知的障害者更生施設条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成18年3月規則第49号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月規則第113号）

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

ただし、第2条第4号の改正規定（「知的障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める

部分に限る。)及び同条第5号の改正規定(「知的障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める部分に限る。)は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年9月規則第92号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年10月規則第102号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市知的障害者生活介護型施設条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成24年3月規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条第1項)

指定申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

所在地  
申請者 法人名  
代表者氏名

次の知的障害者生活介護型施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。  
(施設名)

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該知的障害者生活介護型施設の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(A4)



第2号様式(第6条)

施 設 利 用 申 込 書

年 月 日

(申込先)  
横浜市松風学園長

を利用したいので、次のとおり申し込みます。

申 込 者	氏 名	
	住 所	
	電 話 号 番 号	
	利用者との 関 係	
利 用 者	氏 名	
	住 所	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
備 考		

(A4)

第1号様式（第5条第1項）

（平17規則102・追加、平19規則92・平19規則102・一部改正）

第2号様式（第6条）

（平17規則102・旧別記様式・一部改正、平19規則102・一部改正）

横浜市つたのは学園及び中山みどり園の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱

制定 平成 24 年 3 月 29 日 健障支第 4313 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成 15 年 3 月横浜市条例第 16 号。以下「条例」という。）第 6 条に規定する横浜市つたのは学園及び中山みどり園の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

（選定）

第 2 条 選定は、応募の期間を定めた公募により実施する。

2 前項の公募を行った結果、応募の期間内に資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、市長は非公募により選定を行うことができる。

4 市長は、条例第 12 条第 1 項に規定する横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して選定を行わなければならない。

5 2 団体以上の応募があった場合には、市長は、委員会の意見を尊重して次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定を行わなければならない。

（選定基準）

第 3 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 市長は、前項の選定基準については、委員会の意見を尊重して定めなければならない。

（申請書等）

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ市長が定める期日までに、横浜市知的障害者生活介護型施設条例施行規則（年 15 年 3 月横浜市規則第 39 号）及び別に公募要項に定める提出書類を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じて、前項の規定により提出を受けた書類の一部又は全部を委員会に提供する。

（選定の公表及び報告）

第 5 条 市長は、選定（次点候補者の決定を含む。）をしたときは、速やかに当該結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。

(指定管理者の指定に係る手続)

第6条 市長は、指定管理者の指定に係る議案が議会において議決されたときは、速やかに指定候補者に対して指定の通知を行うとともに、条例第7条の規定に基づき、公告を行うものとする。

2 指定管理者に指定された者と市長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。